

平成 28 年度大阪府がん対策推進委員会がん登録等部会（概要）

1 日時：平成 29 年 2 月 16 日（木）午後 2 時～午後 3 時半

2 場所：大阪赤十字会館 4 階 401 会議室

3 議事

(1) 全国がん登録推進における取組み状況について

(2) がんのり患と医療の状況について ～大阪府におけるがん登録 第 80 報を中心に～

(3) 第二期大阪府がん対策推進計画の取組みについて

(4) その他

4 委員からの意見要旨と審議結果

(1) 全国がん登録推進における取組み状況について（資料 1、参考資料 1～5）

事務局より、がん登録等の推進に関する法律（以下「がん登録推進法」という。）に基づく全国がん登録の推進における取組み状況について報告を行った。

【意見要旨】

○国・府指定がん診療拠点病院以外の医療機関の届出は今後も CD-R で行っていくのか。
⇒CD-R での提出は平成 29 年度の運用方法。その他医療機関の提出方法は今後検討していく。将来的には、例外的な取り扱いを除けばオンライン中心になっていくと考えている。

○オンライン届出の体制を整備するにあたり医療機関の負担はどういうものがあるか。
⇒参考資料 2 の国の通知に「インターネット回線と標準的なスペックのパソコンがあれば利用可能」と記載されている。また、ダウンロード等の作業は生じるが、システム使用のためのソフトウェア等は全て国から提供されるため、整備に伴う費用負担はあったとしても少ないと聞いている。

○情報提供において、がん対策以外の目的での情報利用の申請があるのではないか。
⇒各都道府県は当該都道府県に係る情報（他府県で登録された情報含む）のみ利用・提供することが可能であり、また、届出を行った医療機関へは、当該医療機関が提出した情報について提供可能とされている。

提供する情報には匿名化した情報と個人情報を含む情報とあり、市町村及びその他へ提供は国のマニュアル（未発出）をもとに行う。市町村については市町村からの利用申請により、当該市町村に限った情報が提供される。その他への提供はがんに係る調査研究を目的とした利用に限られている。また、提供にあたっては市町村、その他ともに申請内容について審議会等で意見を聴取した上で提供する。よってどんな請求でも情報提供されるわけではないと考えている。

(2) がんのり患と医療の状況について ～大阪府におけるがん登録 第 80 報を中心に～
(資料 2)

事務局より、2011 年（平成 23 年）と 2012 年（平成 24 年）の大阪府におけるり患の状況について大阪府におけるがん登録第 80 報をもとに報告を行った。

(3) 第二期大阪府がん対策推進計画の取組みについて（資料 3）

事務局より平成 25 年度に策定した第二期がん対策推進計画の取組みに対する自己評価について説明し、検討を行った。

【審議結果】

事務局提出の評価案で承認を得た。

【意見要旨】

○5 年生存率の算定については、計画の目標値に達していないが、その理由と今後の達成見込みは。

⇒り患数と生存率の確定時期の短縮を目標として掲げているが、生存率確定作業を行うためのデータとなるり患数の確定に注力してきたことや、計画策定後に公布されたがん登録推進法への対応等が生じたことも影響している。5 年生存率の 5 年以内の確定には、生存確認調査対象の追加とピリオド法という特殊な算定方法を用いて算出する必要があり、来年度以降早期に取り組んでいきたい。

○想定外の法施行等があったことは考慮しても、計画策定時は実現可能性も含めた数値を設定したほうがよいのでは。

○全国がん登録は、国の Web ページ[サンキューボタン](#)を見ても未来のためのがん登録という説明だけで、現在がんになり患している者に対してどのような情報が還元されるのかわからない。がん患者はどこでどういう治療が行われているというデータが出てくるのではないかと大きな期待を寄せており、ギャップを感じている。今後はメリットや、提供される情報についての周知を行うべき。

⇒全国がん登録は基礎的な情報の収集となり、詳細な治療内容までの把握は行わない。患者の立場から期待される認識とかい離があることは把握しており、周知が不十分とは感じているが、現時点で提供できる情報がないこと、国から提供方法が示されていないことから、ご説明できる環境が整い次第周知していきたい。

○全国がん登録は量的に優れたものである以外に地域がん登録と比較して優れている点はあるのか。また大阪府がん登録と一緒に活用した場合のメリットやアピールできる部分はあるのか。

⇒従来の地域がん登録ではカバーし辛かった都道府県をまたがる移動を全国レベルで把握できることで、流動的な患者の追跡も可能となる。従来国が公表してきたがんのり患や死亡に関する推計値もより実態に合うものとなると予測される。また、大阪府に

においては、大阪府がん登録（地域がん登録）の情報を含めて長期かつ高いレベルでの検討を行うことができると考えている。

- がん登録以外の様々な統計データやシステムとのリンケージを進めることが重要と考える。海外では行われていることなので、個人情報に配慮しつつ進めていくべき。
- 個人情報保護がかなりのネックになっているように見受けられる。同一医療機関、医師の作成したその他データとのリンケージでの個人情報の漏えいは考えにくい。杓子定規ではなく、理にかなっていれば現場の声や実態に合わせてルールを作っていくことも必要。

(4) その他

第三期大阪府がん対策推進計画策定に伴うスケジュール（案）について、資料4をもとに説明した。

以上